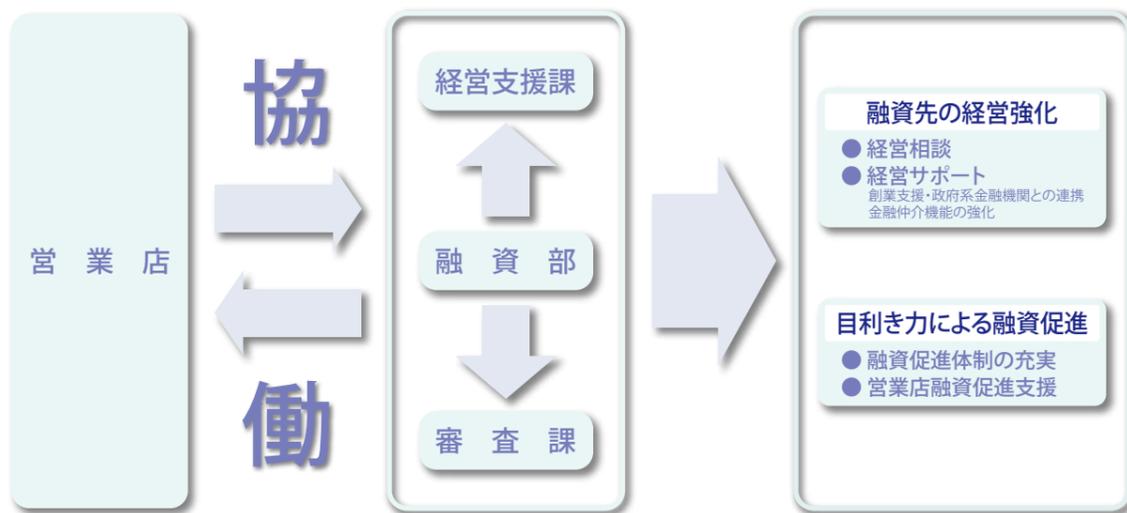


お取引先を力強くサポート。

プロフェッショナルなサービスと多角的な支援で、
地域金融の円滑化に全力で取り組んでいます。

企業の活力を支援する取り組み

当金庫では、企業経営のさまざまな課題について中小企業診断士がお客さまからの相談内容に応じて、財務改善を中心とした経営診断、経営計画等の策定などのお手伝いをいたします。また商工会や商工会議所、中小企業支援機関と協調し、お客さまを支援し強固な信頼関係を構築いたします。



経営相談・経営支援

お取引先に専任の中小企業診断士が財務指導や経営相談を行い、事業者さまのご要望にお応えしています。

中小企業者等の金融円滑化に向けた基本方針

中兵庫信用金庫は、現下の厳しい経済情勢や雇用環境の悪化等を背景に、今般施行されました「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえて、適切な体制整備をはかるとともに、これまで同様「相互扶助」を理念とした地域金融機関としての社会的使命を果たしてまいります。

- 地域の中小企業者の方や個人のお客さまの実態把握等を十分行い、必要で安定した資金を円滑に供給していくことが、地域金融機関の最も重要な役割であると考え、積極的な金融仲介機能を発揮していきます。
- 事業資金や住宅資金を借入されているお客さまから、条件変更等について相談や申出があった場合には、その要請を真摯に受け止め、抱えておられる問題解決に向けてきめ細かな対応を行います。
*本部に「経営支援・苦情相談窓口」を開設し、全営業店にも「金融円滑化ご相談窓口」を設けて「相談窓口担当者」を配置いたします。
- 経営相談や経営再建計画の要請等に対しても、十分な話し合いを行い、お客さまと一体となって事業等についての改善や再生のための経営支援に取り組めます。
- 他の金融機関から借り入れのあるお客さまからの申出に対しても、お客さまと当該金融機関との相互理解と連携を緊密に行い、地域金融の円滑化に努めます。
- 金融円滑化に関する取組みがより適切で有効に機能するように、組織的な管理体制や職員に対する研修・指導等についても、適宜見直しや改善をはかります。

以上

金融円滑化への取り組みについて

1. 金融円滑化管理に関する方針

当庫は、地域の健全な事業を営む中小企業及び個人のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことは、当庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的とし、「金融円滑化管理方針」を定めております。

「金融円滑化管理方針」の概要

- 定義
 - ①お客さまの経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うように努めます。
 - ②お客さまの経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行います。
 - ③新規融資や貸付条件変更等の申込みに対する、お客さまへの説明を適切かつ十分に行います。
 - ④新規融資や貸付条件変更等の申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切かつ十分に行います。
 - ⑤中小企業金融円滑化法に基づく必要な事項を適切に行うように努めます。
 - ⑥その他、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項を適切に行うように努めます。
- 管理体制
 - ①金融円滑化を適切に管理するために、金融円滑化管理責任者を設けるとともに、営業店には金融円滑化の実施にかかる責任者を設けております。
- 体制整備
 - ①お客さまの経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援を行うため、融資部経営支援課に金融円滑化の相談窓口を設置しております。
 - ②お客さまの事業価値を適切に見極めるための能力向上のため、必要な研修を実施しております。

2. 借入条件の変更等の申込みに対する対応状況を把握するための体制 (体制の概要)

借入条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するため以下の体制を整備し、お客様からのご相談・お申込みに積極的に対応してまいります。

金融円滑化管理体制

- ◇総括責任者・・・理事長
- ◇管理責任者・・・融資部担当役員
- ◇営業店責任者・・・支店長
- ◇営業店担当窓口・・・各支店融資担当役員

1. 相談受付体制

- ①営業店の「金融円滑化ご相談窓口」の相談窓口担当者を中心にご相談をうけたまわります。
- ②本部に「経営支援・苦情相談窓口」を開設し、お客さまの苦情・相談に対応しております。
- ③土曜日、日曜日の住宅ローン相談窓口（ウッディタウン支店）を設置しております。
- ④各営業店も定期的に日曜日の住宅ローンや事業性融資の相談会を実施しています。（開催時期につきましては、ホームページ・新聞折込等で事前にお知らせいたします。）
- ⑤お客さまへのきめ細かな経営支援を行うため、経営相談や経営指導の専任部署として融資部内に経営支援課を設置しています。
- ⑥お客さまが中小企業者の場合
 - ・お客さまの状況を十分勘案して、できるかぎり柔軟に対応いたします。
 - ・お客さまの事業についての改善もしくは再生の可能性を勘案して、できるかぎり貸付条件の変更等に努めます。
 - ・経営改善計画の策定の要望があれば、経営改善計画の策定を支援いたします。
 - ・他の金融機関にお借入を行っているお客さまから条件変更等の申込みがあった場合には、お客さまの同意を前提に、他の金融機関と緊密な連携を図り、できる限り条件の変更等を行うように努めます。
- ⑦お客さまが住宅資金の借入者である場合
 - ・お客さまの将来にわたる無理のない返済に向けて、お客さまの財産及び収入の状況を十分に勘案して、相談に応じるように努めます。

・住宅金融支援機構等が、お借入の条件の変更等に応じたことが確認できた場合には、お客さまの財産及び収入の状況を十分勘案し、お借入の条件の変更等を行うように努めます。

2. 審査体制

- ①お客さまから借入条件の変更等のご相談があった場合には、真摯に対応いたします。
 - ②お客さまの状況を十分勘案して、できるかぎり柔軟に対応いたします。
 - ③お借入の条件の変更等を行ったことがあるお客様にも適切に対応いたします。
 - ④謝絶することとなった場合には、可能な限りお客さまの理解と納得が得られるように、誠心誠意説明に努めます。
3. 状況の把握
- ①お客さまから借入条件の変更等の申込みを受けた場合には、受付状況・対応状況を記録し、案件の進捗管理をいたします。
 - ②営業店の担当者は、借入条件の変更等の相談・申込み内容について、営業店長に報告を行います。
 - ③営業店長は相談・申込みの状況を把握して、迅速に回答を行うために指示・指導を行います。
 - ④営業店は定期的に融資部に借入条件の変更等の申込みの受付状況・対応状況を報告します。
 - ⑤融資部は、定期的にまたは必要に応じて、金融円滑化管理責任者に報告いたします。
 - ⑥金融円滑化管理責任者は、報告内容を検証し、関係業務部門及び営業店に指導・監督を行います。

3. 借入れ条件の変更等に係る苦情・相談を適切に行うため、以下の体制を整備しています。

- ①お客さまの事業資金並びに住宅資金の貸付条件の変更等の相談・苦情等については、お客さまに納得いただける真摯な対応を行います。
- ②各営業店においては、「金融円滑化ご相談窓口」を設けて「相談窓口担当者」を配置し、新規の借入や既にある借入に対する返済条件の変更等の要望または苦情相談等に対し、真摯に対応する体制を整えています。
- ③本部においては、「経営支援・苦情相談窓口」を新たに開設し、借入れ条件の変更等に係るお客さまからの苦情・相談に営業店、関連部署と連携のうえ適切に対応しています。
- ④各営業店、お客さまから借入れ条件の変更等に係る苦情・相談を受け付けた場合は、その内容を記録し営業推進部に報告いたします。
- ⑤お申し出のあった苦情・相談については、その内容を記録・保存しています。
- ⑥営業推進部は金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれがあるものについて、金融円滑化管理責任者に報告します。
- ⑦金融円滑化管理責任者は、報告を受け、関係部門と協力して問題の解決に努めるとともに、各営業店の指導・監督を行っています。又必要に応じて随時、理事会、常務会及び監事等に対して状況について報告し、適正な金融円滑化管理態勢の整備・確立に努めます。

4. 中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うために、以下の体制を整備しています。

- ①お客さまからの経営相談や経営再建相談の要請等に対しては、十分な話し合いを行い、経営の改善や再生のための支援に積極的に取り組めます。
- ②経営改善計画を策定する意思のあるお客さまから要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援します。
- ③経営改善計画を策定した場合には、経営改善計画の進捗状況を継続的に確認、検証し、お客さまに対して助言・指導を行います。
- ④経営相談や経営指導の専任部署として、融資部内に経営支援課を設置しており、営業店と一体となってお客さまの経営の改善や事業再生の支援を行います。
- ⑤お客さまに対するコンサルティング機能を発揮するため、お客さまの状況を正確に把握し、適切な経営支援・指導を行なうことができるよう研修も行い職員の目利き能力の向上に努めます。